

役場からの便り

マイナンバーカードを作ってみましょう

問 住民生活課 ☎ 53・2112

マイナンバーカードは、住所、氏名、生年月日、性別、マイナンバーが記載されているカードで、本人確認書類として使用できます。また、電子証明書が格納されたICチップが搭載されているため、オンラインで公的手続きや民間手続きなどにも幅広く利用できます。

マイナンバーカードの取得方法は以下のとおりです。

《交付申請書をお持ちの方》

下記の方法によりご自宅で申請することができます。

マイナンバーカードの申請方法

スマートフォン

① スマホで顔写真を撮影 ② スマホで交付申請書のQRコードを読み取る

③ 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録 ④ 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了

パソコン

① カメラで顔写真を撮影 ② 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録 ③ 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了

郵便

① 交付申請書に必要事項を記入し、6ヶ月以内に撮影した顔写真を貼り付けて郵送し、申請完了

交付申請書がない場合
専用サイトから交付申請書をダウンロードできます
プリントアウトしてお使いください
マイナンバーカード 郵便

証明用写真機

① タッチパネルから「顔写真カード申請」を選択 ② 撮影用の料金を投入して、交付申請書のQRコードをバーコードリーダーにかざす ③ 画面の案内にしたがって、必要事項を入力 ④ 画面の案内にしたがって、顔写真を撮影して送信し、申請完了

《交付申請書をお持ちでない方》

役場で交付申請書を発行します。

マイナンバーカードの申請を村の職員がお手伝いします。カード申請の補助、顔写真撮影から申請完了までサポートいたします。

申請サポートをご希望の場合は、住民生活課までご連絡いただき、来庁の際は本人確認書類をお持ちください。所要時間は10分程度です。

平日の来庁が困難な方は月1回程度、休日にもマイナンバーカードの申請・交付窓口を開設しています。

※次回は7月3日(日)を予定しています。

※申請・お受取には電話予約が必要です。

お買い物に使えるマイナポイントを申し込みましょう

問 住民生活課 ☎ 53・2112

マイナポイントは、マイナンバーカードをお持ちの方が、好きなキャッシュレス決済サービスで使えるポイントです。最大で20,000円相当分のポイントがもらえます。

※マイナポイントの予約・申込サポートをご希望の方は、キャッシュレス決済サービスを持参のうえ住民生活課窓口までお越しください。

- ◆マイナポイント第1弾に申し込んでいない方
- ◆健康保険証として利用申込を行った方
- ◆公金受取口座の登録を行った方

最大5,000円相当
7,500円相当
7,500円相当



《こちらでもマイナポイントの手続きができます》

マイナポイントアプリ

スマートフォン用のアプリで予約・申込ができます！
↑このアイコンが目印！

アプリダウンロード
(iPhone) (Android)

対応機種

マイナポイント手続スポット

対応するスマートフォンやパソコン・ICカードリーダーをお持ちでない方は、市区町村窓口や郵便局、コンビニ、携帯ショップなどのマイナポイント手続スポットで予約・申込ができます。
↑このステッカーが目印！

手続スポット検索

問 マイナンバー総合フリーダイヤル ☎ 0120-95-0178

Izumizaki-Country Village B・B・Q Plan 2022 4/1~11/30

おまたせしました！バーベキューガーデンOpenです！

〜〜 お仲間・ご家族でB・B・Qはいかがでしょう？ 〜

BBQセット 1人前(税込) **2,800円**

肉3種盛り 1人前(税込) **1,700円**

*その他ご予算に応じます。場所の貸出@600円も承ります。



SPA&SPORTS PUBLIC HOTEL Izumizaki Country Village
泉崎さつき温泉 泉崎カントリーヴィレッジ
e-mail: spa@izumizaki-cv.com ☎ 53-4211



公式SNSこちらもチェック！



令和5年度泉崎村社会福祉協議会職員採用候補者試験

☎ 社会福祉協議会

☎ 54・1555

職種（募集人員）	受 験 資 格	試 験 方 法
社会福祉の専門職 （若干名）	・昭和62年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者 ・学歴不問 ・ただし、社会福祉士、介護支援専門員または保健師のいずれかの資格を有する者又は、令和5年3月までに取得見込みの者	1次試験：教養試験 専門試験 適正検査 2次試験：面接 小論文

◆試験日程及び試験会場

【1次試験】試験日程：令和4年9月18日（日） 9：20受付開始

試験会場：泉崎村大字泉崎字山ヶ入101 泉崎村保健福祉総合センター

【2次試験】一次試験合格者に別途通知します。

◆受付期間

令和4年7月25日（月）～8月17日（水）（平日8：30～17：15）

郵便による申込の場合は、8月15日（月）までの消印のあるものに限りします。

◆申込方法

・申込用紙は、泉崎村社会福祉協議会事務局で交付します。

・申込用紙を郵送により請求する場合は、「職員採用試験申込用紙請求」と朱記した封筒に、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角型2号）を必ず同封してください。

・申込用紙に必要事項を記入し、泉崎村社会福祉協議会事務局に提出してください。

※詳しくは、泉崎村社会福祉協議会事務局までお問い合わせください。

樹木や生垣等の適切な管理について

☎ 建設水道課

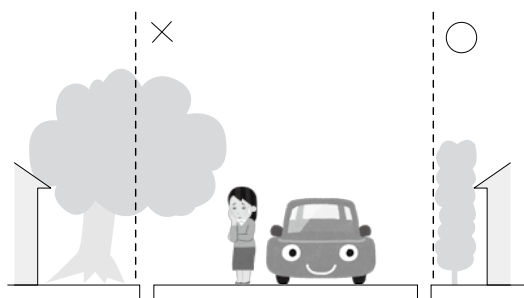
☎ 53・2114

樹木や生垣等の伐採・剪定をして適切な管理をお願いします。

車道に樹木や生垣等が張り出していると通行に支障となるだけでなく、《交通障害》を引き起こす場合があります。

樹木や生垣等が道路にはみ出していることが原因で事故等が発生した場合、所有者の方が《損害賠償責任》を問われることがあります。（民法第717条・道路法第43条）

道路での事故防止のためにも、樹木や生垣等の所有者の皆様には伐採・剪定等の適切な管理をしていただくようお願いします。（民法第233条）



左側の樹木は道路に干渉し、歩行者、車両等の交通を妨げる可能性があります。このことが原因で事故が起きた場合、樹木の所有者の方が責任を問われる場合があります。

交通を妨げ、事故の原因をつくらないためにも、右側の樹木のように伐採・剪定等を行うよう、お願いします。

“環境にやさしいものづくり”



ISO9001:2015、ISO14001:2015 認証取得

創造と挑戦
の企業集団

「お客様第一」に徹し
更に高い技術と
品質向上を
目指します。

証券コード No.5162
株式会社 朝日ラバー

代表取締役社長 渡 邊 陽一郎

福 島 工 場／福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字坊頭窪1番地
☎0248-53-3491・FAX0248-53-3493
第二福島工場／福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字山崎山1番地3
☎0248-54-1618・FAX0248-54-1619
白 河 工 場／福島県白河市萱根月ノ入1番地21
☎0248-21-1401・FAX0248-21-1404
白河第二工場／福島県白河市萱根月ノ入1番地21
☎0248-28-5061・FAX0248-28-5064
本 社／埼玉県さいたま市大宮区土手町2丁目7番2
☎048-650-6051・FAX048-650-5201
<https://www.asahi-rubber.co.jp/>

参議院選挙から投票場所が変わります

問選挙管理委員会 ☎53・2111

令和4年7月執行予定の第26回参議院議員通常選挙から新たに第八投票区が設置され、泉崎村内の投票区が全7投票区から8投票区へ変更となります。投票の際は入場券に記載されている投票区及び投票所をご確認のうえ、お間違えのないよう、よろしくお願いします。詳細については下記のとおりとなります。

※第一投票区から第五投票区までは変更ありません。



新しく追加
【第八投票区】
八雲地区コミュニティセンター

投票区名（投票所）	旧（小字名）	新（小字名）
第六投票区 （関和久宿集会所）	古内、古寺、薬師堂、山寺、愛宕町の一部、漆久保、景ノ原、上町、烏川、木ノ内、上野館、下町、下町尻、十郎兵衛、関和神社、大門、中宿、梨木平、西太郎峯、古寺、明地、八雲神社、福田、雷神山	古内、古寺、薬師堂、山寺、愛宕町の一部、漆久保、景ノ原、上町、烏川、木ノ内、上野館、下町、下町尻、十郎兵衛、関和神社、大門、中宿、梨木平、西太郎峯、古寺、明地、八雲神社、福田、雷神山
第七投票区 （瀬知房生活改善センター）	愛宕町、石名沢山、石名田、烏川、下城内、下原、新林、新六、瀬知房、瀬知房後、太郎ヶ岡、富内、豊内、豊田、如信沢、庭渡神社、松ヶ沢	愛宕町、石名沢山、石名田、烏川、下城内、下原、新林、新六、瀬知房、瀬知房後、太郎ヶ岡、富内、豊内、豊田、如信沢、庭渡神社、松ヶ沢
第八投票区 （八雲地区コミュニティセンター）		景ノ原、烏川、西太郎峯、八雲神社、下原の一部

令和4年6月から児童手当制度が一部変わります

問住民生活課 ☎53・2112

◆特例給付の支給に係わる所得上限が設けられます。

所得額により特例給付の支給がされない方が発生します。（令和4年10月支給分より変更）

例）児童1人の場合、受給者の所得が896万円以上である場合は支給されません。扶養親族等の人数によって所得上限限度額が異なります。

◆現況届の提出が不要になります。

毎年6月に提出していただいた現況届が不要になります。ただし次の方は、引き続き現況届の提出が必要です。

- ①配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が泉崎村と異なる方
- ②支給要件児童の住民票がない方（別居監護等）
- ③離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ④その他、泉崎村から提出の案内があった方

提出が必要な方については、現況届を送付していますので、6月30日（木）までに提出してください。

◆支給対象 中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方

◆支給額

児童の年齢	児童手当の額 （1人当たり月額）
3歳未満	一律15,000円
3歳以上 小学校修了前	10,000円 （第3子以降は15,000円）
中学生	一律10,000円

*児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します。

◆支給時期 原則として、毎年6月、10月、2月にそれぞれの前月分までの手当を支給します。

例）6月の支給日には、2月～5月分の手当を支給します。

◆その他 内容等に変更があった場合は、届出が必要です。住民生活課までお問い合わせください。